四日市市告示第482号

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年10月1日

四日市市長 森 智広

四日市市児童手当事務処理要綱の一部を改正する要綱

四日市市児童手当事務処理要綱 (平成26年四日市市告示第158号) の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

四日市市長

児童手当 特例給付

## 認定に関する請求書・届

1. 認定請求書

5. ( )変更届

- 2. 額改定認定請求書(増額)
- 3. 額改定届(減額)

4. 金融機関変更届

												提出生	月日			1	年 月	H	
<b>.</b>												由の発生し 出事由が 2 ,		•		:	年 月	目	
_[		フリガナ										職業				勤和	<b>务</b> 先		
太ワク		氏名(法人名等)								<b>(1)</b>									
の		個人番号																	
の		生年月日	三月日		年 月 日		t.	性別 男・		加入年金の						済 (被用者)			
クの中のみ記入してください		/ <del>-</del> ===									4. その他 (非被用者) (非被用者)								
		住 所 (法人の主	四日市	i市															
	請求者(受給者)	たる事務所 の所在地)	(方書								) TEL – –								
		前住所	作住所																
い		前市区町村へ届出した転出			予定日 年				月 日		四日市	四日市市へ転入した異		<b></b>			年 月	月	
		配偶者		フリガナ															
			有・無	氏 名							職業			勤	務先				
				個人番号	(生年	三月日 S・H :			三 月 日		)								
			同居別居		場合の住	所	<u> </u>		<u> </u>										
			別店		TEL														
		扶養親族等及び児童の数			□無 □有 人				う			計配偶者(70 歳以上に) 『老人扶養親族の合計数					□無 □有 人		
		受取希望金融機関			銀行			本 店 支 店 <b>普通</b>		店	番	口座番号			口座名義人 (カタカナ)				
		<請求者名義に限る>			金庫農協			支 店 <b>普</b> 出張所		2									
	額改定の場合は、18歳	氏名			続柄				同居 別居				別居の場合の信 (海外留学の場合は					区分	
									<i>→</i> /m	. 同-	_					未成年後見	人 3 小		
									同・別 有・乳		維持	寺 出国	出国年月:		年 月		・父母指定者 ・同居父母		
											同-						未成年後見	人 3 小	
	合 は 地								同・別	有・無	無 維持	寺	III R C		<i>f</i> = 0		父母指定者 同居父母	甘 日 上 古	
	、								+		出国	年月:	<u> </u>	F	/1	未成年後見	1		
	減末								同・別	有・無	用- 維持						父母指定者		
	増減する児童3月末までの5									ポ圧が		出国年月:		年 月		・同居父母			
	合は、増減する児童18歳3月末までの児童									± m	同-	_					未成年後見	3 /1,	
	童								同・別	有・無	維持		年月:	左	Ē.		父母指定者 同居父母	中高	
L					1	1						ш	174 •			/ 4			

- ①共済年金等に加入している・・・請求者(受給者)の健康保険被保険者証写しまたは年金加入証明書
- ②児 童 が 別 居 し て い る・・・別居監護申立書

**添付書類** 

③請求者の子でない児童を養育している(※1を除く)・・・養育申立書(里親の場合は別様式で認定請求)

- ※1請求者が父母指定者・未成年後見人の場合
- ※2生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合
- ※3児童が海外に留学している場合
- ※4下記注意『9』の後段に該当する児童があった場合

こども保健福祉課へお問い合わせください。

## 注意

- 1 この請求が認定された場合、原則として請求月の翌月分から手当が支給されます。
- 2 「事由の発生した年月日」の欄は、提出事由が「2. 額改定認定請求書(増額)」又は「3. 額改定届(減額)」のみ、事由の発生した年月日を記入してください。
- 3 「氏名(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 請求者が個人であり、かつ本人確認ができた場合のみ、12桁の個人番号を記入してください。
- 5 「住所 (法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所 の所在地を記入してください。
- 6 「職業・勤務先」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入年金の種類」、「扶養親族等及び児童の数」、の欄は、請求者が法 人である場合は記入する必要はありません。
- 7 「加入年金の種類」の欄は、請求者の請求の日における加入年金の状況について、該当するものを○で囲んでください。
- 8 「配偶者の氏名」、「配偶者の職業・勤務先」及び「個人番号」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。また、「有」を選んだ場合で、配偶者が別居しているときは、配偶者の住所も記入してください。
  - なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 9 「扶養親族等及び「児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、このうち同一生計配偶者 (70歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
  - なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
  - いずれもない場合は、□無に図をしてください。
- 10 「児童」の欄は、請求者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
  - ※支給対象となる児童は、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者となります。
- 11 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ①「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ②「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに〇で囲んでください。
- 12 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。

## 備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する
  - (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の四日市市児童手当事務処理要綱第1号 様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 (こども未来部こども保健福祉課)